

静岡県農林技術研究所茶業研究センター発酵茶等製造研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則をここに公布する。

静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則
(題名改正〔令和5年規則33号・7年46号〕)

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例(平成24年静岡県条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(一部改正〔令和5年規則33号・7年46号〕)

(事務の委任)

第2条 条例の規定により知事が処理することとされている事務は、静岡県農林技術研究所茶業研究センターのセンター長(以下「センター長」という。)に委任する。

(開所時間及び休所日)

第3条 静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設(以下「施設」という。)の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、センター長は、特に必要があると認めるときは、開所時間を変更し、又は休所日に開所し、若しくは休所日以外の日に休所することができる。

(1) 開所時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休所日 静岡県の休日を定める条例(平成元年静岡県条例第8号)第1条第1項各号に掲げる日

(一部改正〔令和5年規則33号・7年46号〕)

(研究開発室の使用手続)

第4条 条例第4条第1項の規定により研究開発室の使用の許可を受けようとする者は、様式第1号による研究開発室使用許可申請書をセンター長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 使用に係る研究開発の計画を記載した書類

(2) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、センター長が必要と認める書類

3 条例第4条第4項において準用する同条第1項前段の規定により研究開発室の使用の許可の更新を受けようとする者は、許可の期間が満了する日の3月前までに、様式第2号による研究開発室更新許可申請書をセンター長に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 期間の更新の必要性を説明する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、センター長が必要と認める書類

5 条例第4条第1項後段(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により研究開発室の使用の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、様式第1号による研究開発室使用変更許可申請書をセンター長に提出しなければならない。

6 前項の申請書には、変更に係る研究開発の計画を記載した書類その他のセンター長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(追加〔令和7年規則46号〕)

(調査分析室の使用手続)

第5条 条例第5条第1項の規定により調査分析室の使用の承認を受けようとする者は、様式第3号による調査分析室使用承認申請書をセンター長に提出しなければならない。

(追加〔令和7年規則46号〕)

(設備等の使用手続)

第6条 条例第5条第1項の規定により設備等の使用の承認を受けようとする者は、様式第4号による設備等使用承認申請書をセンター長に提出しなければならない。

(一部改正〔令和5年規則33号・7年46号〕)

(使用料の減免申請)

第7条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第5号による減免申請書をセンター長に提出しなければならない。

(一部改正〔令和7年規則46号〕)

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔令和7年規則46号〕)

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第4号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和3年3月26日規則第5号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和5年3月29日規則第33号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県農林技術研究所茶業研究センター発酵茶等製造研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和7年3月31日規則第46号)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定及び様式により提出されている申請書は、改正後の静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(追加〔令和7年規則46号〕)

様式第1号(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

研究開発室 使用 許可申請書
使用変更

年 月 日

静岡県農林技術研究所茶業研究センター長 様

住 所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
申請者 氏 名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

電話番号
連絡責任者氏名

次のとおり研究開発室の使用の 許可 を受けたいので、静岡県農林技術研究所 許可に係る事項の変更の許可

茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則 第4条第1項 の規定に
第4条第5項

より申請します。

施 設 の 名 称		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
使 用 目 的		
変 更 内 容 (年 月 日付け 許 可 の 変 更)	変更事項	
	変更理由	

(注)

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 「変更内容」の欄は、使用変更の許可申請の場合に記入すること。

様式第2号(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(追加〔令和7年規則46号〕)

研究開発室更新許可申請書

年 月 日

静岡県農林技術研究所茶業研究センター長 様

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
申請者 {
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

電話番号

連絡責任者氏名

次のとおり研究開発室の使用の許可の更新を受けたいので、静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則第4条第3項の規定により申請します。

施 設 の 名 称	
使用の許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
更新後使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
更新の理由	

様式第3号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

調査分析室使用承認申請書

年 月 日

静岡県農林技術研究所茶業研究センター長 様

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
申請者 {
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

電話番号

連絡責任者氏名

次のとおり調査分析室の使用の承認を受けたいので、静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則第5条の規定により申請します。

施 設 の 名 称	
使 用 日 時	年 月 日 時から 月 日 時まで
使 用 目 的	
使 用 料	円
県外の者に係る加算額	円
合 計	円
備 考	

様式第4号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（一部改正〔令和元年規則4号・3年5号・5年33号・7年46号〕）

設備等使用承認申請書

年 月 日

静岡県農林技術研究所茶業研究センター長 様

申請者 住 所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕
電話番号
連絡責任者氏名

次のとおり設備等の使用の承認を受けたいので、静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則第6条の規定により申請します。

設 備 等 の 名 称		
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	年 月 日 時 分から 月 日 時 分まで
使 用 目 的		
使 用 人 員	人	人
使 用 生 葉 量	キログラム	キログラム
使 用 回 数	回	回
単 価	円	円
小 計	円	円
県外の者に係る加算額	円	円
合 計	円	円
備 考		

減免申請書

年 月 日

静岡県農林技術研究所茶業研究センター長 様

申請者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
電話番号
連絡責任者氏名

次のとおり使用料の減免を受けたいので、静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則第7条の規定により申請します。

施 設 の 名 称		
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	年 月 日 時 分から 月 日 時 分まで
使 用 目 的		
納 付 す べ き 使 用 料	円	円
減免を受けようとする額	円	円
減免を必要とする理由		